

## 外岡慎一郎著『武家権力と使節遵行』

松 藤 拓 也

## はじめに

学術雑誌上に発表されて長く年月が経つても、なお今日学問的に高い評価を受ける著作は数多く存在する。

二〇一五年に発表された外岡慎一郎『武家権力と使節遵行』（同成社、二〇一五年）も学問的に高い評価を受ける著作の一つと言える。

外岡慎一郎氏は近年、大谷吉継や吉継に関連した関ヶ原の戦い等の分野において多大な業績を挙げている。だからこそ、外岡氏について中世後期のイメージを持つ方が多くいるであろう。

しかし、外岡氏が長年「使節遵行」の研究を行い、優れ

た研究成果を挙げ学問の発展に寄与してきたことは見逃せない。近年でも永山愛氏（二〇一四年度大阪歴史学会大会報告）、亀井康太郎氏（二〇一四年度奈良歴史研究会十月例会報告）、羽田友生氏（二〇一四年度史学会大会報告）、松井直人氏（二〇二五年度日本史研究会大会報告）が先行研究や参考文献として外岡氏の論考を取り扱っている。

既に亀田俊和氏（『日本史研究』六四一号、二〇一六年）、西川広平氏（『中央史学』四二号、二〇一九年）の書評や永井英治氏（『日本歴史』八四〇号、二〇一八年）の新刊紹介が発表されている。

外岡氏の退官を期に改めて「使節遵行」の分野における、

これまでの業績を振り返っていく。

本書は二〇一七年度に著者が中央大学に提出した博士学位請求論文であることを記しておく。

## 本書の構成

本書の構成は次の通りである。

### 序章 本書の観角と方法

### 第一章 鎌倉幕府と使節遵行

#### 第一節 六波羅探題と西国守護

#### 第二節 鎮西探題と九州守護

#### 第三節 鎌倉幕府と東国守護

### 第二章 鎌倉時代の西国と東国

#### 第一節 鎌倉幕府の西国認識

#### 第二節 鎌倉時代後期の公武交渉

#### 第三節 六波羅探題の領分

### 第三章 南北朝内乱と使節遵行

#### 第一節 建武政権期の使節遵行

#### 第二節 室町幕府・南朝と使節遵行

#### 第三節 中世武家権力の地域的構成

### 第四章 使節遵行と地域社会

## 第一節 使節遵行の「現場」

### 第二節 使節遵行と地域社会Ⅰ——若狭の場合——

### 第三節 使節遵行と地域社会Ⅱ——備後・安芸の場合——

### 終章 使節遵行論の意義

以上の通り本書では、「使節遵行の現場」という表現を多用して主に鎌倉時代を中心に建武政権を挟み室町時代前半までの使節遵行が行われた状況を論じている。それに加えて第二章第二節では鎌倉時代後期の朝廷と鎌倉幕府の関係についても述べている。

## 本書の内容

では章と節毎に本書の中身について述べていく。

「序章 本書の観角と方法」（新稿）では、「使節遵行の現場から、国家と地域、国のかたちと地域のすがたを描くこと」という目的を論じると共に、使節遵行の定義「所務相論にかかり、その訴訟進行や裁定の執行を特命使節がおこなうこと」を示した。

次に「国のかたち」・「地域のすがた」である。

中世の「国のかたち」を考える場合、ヤマト王権・律令国家・王朝国家・室町幕府を経て織田信長の「天下布武」

に至る畿内政権の系譜を中心におきつつ、時に自律を主張し実現してきた地域（奥州・中国四国・九州）を含みこむ議論が必要だと論じた。

「地域のすがた」について、各地域の自律的発展の中で形成されてきた地域秩序が戦乱を体験する中で攪乱されると共に変容していくことを述べた。その上で、地域秩序が使節遵行の「現場」で顕著にみえてくると論じた。

使節遵行の現場を「訴人にとっての最後の、そして最大

の難関でもあつた。」と評価した上で、使節遵行の構造分析を行い「国のかたち」・「地域のすがた」を論じる事が趣旨だ。研究史観点では地域社会論と中世国家論を使節遵行の現場で組み合わせる試みと言える。

「第一章鎌倉幕府と使節遵行」では、鎌倉時代の六波羅探題（西國）・鎮西探題（九州）・鎌倉幕府（東国）の使節遵行の事例を素材とする。それぞれが各地域的課題とどう

向き合い、紛争解決の場でどのように機能したのかを明らかにした。

「第一節六波羅探題と西国守護」（初出『日本史研究』二六八号一九八四年）では、分権・独立化の傾向をはらむ広域支配機関として六波羅探題を取り上げた。

鎌倉時代後期の六波羅使節を具体的な分析対象として、鎌倉幕府・六波羅探題・西国守護の関係を考察して分権的構造に迫った。六波羅探題管領のほぼ全域にわたって六波羅使節の存在が認められることや一三〇〇年代に集中して同使節が検出されることを示した。また、六波羅使節の機能をA訴訟事務・B調査や認定・C伝達、執行・D軍事、検察に分類し、特にD軍事、検察は畿内近国に偏っている点を述べた。

そして六波羅使節の構成に関して、同探題は六波羅両使制を開発して在京人を担い手としたことを指摘した。なぜなら、当初王朝権力の監視を主な目的として六波羅探題は設置されたが、西国広域支配機関としての性格を強めるとともに幕府の意思とかかわりなく王朝権力＝権門体制国家の軍事・暴力機構として機能せざるを得ない状況に陥ったからだ。

「第二節鎮西探題と九州守護」（初出『敦賀論叢』十一号一九九六年）では、所務相論を中心とした裁判機関としての鎮西探題の性格がモンゴル襲来という対外的危機への対応のなかで、積極的に評価できる可能性の探求を取り上げた。

鎮西探題の裁判管轄は所務沙汰に限定されていることから、同探題の九州支配は守護との対抗関係を軸に展開するのではなく、守護との協働性を構築しつつ進められたと考察した。

既に先行研究が指摘した国御家人の優位が彼らの自立性と在地社会への影響力に裏打ちされたものを確認した。莊園公領制的秩序に準拠した惣地頭・小地頭制に埋没したかにみえた国御家人の個性が裁判システムのなかに鮮やかに表現されることになつたと論じた。

六波羅使節と鎮西使節の間には、設置目的や機能の他にも支える勢力の存在形態が相互に異なるという事情があることを解説した。

「第三節鎌倉幕府と東国守護」（初出『敦賀論叢』十九号二〇〇四年）では、鎌倉幕府に提起された各種訴訟案件処理の過程で、東国守護の働きや鎌倉幕府の東国支配の様相を描出すことを目的とした。

そして東国使節の性格が六波羅使節・鎮西使節と比較し二つの相異点を指摘した。一つ目は任務の年代的変遷について、二つ目は執行形態についてである。

また鎌倉幕府の滅亡に関して以下の主張を行つた。惣領

制や当知行保全システムなどの動搖に歯止めがかけられなかつた点、新たな地域秩序形成の動きを幕府体制に取り込むことが出来ず、両探題の自立性と守護領国形成の動きを警戒した点である。その結果、両探題を孤立させてしまつたと論じた。

「第二章鎌倉時代の西国と東国」では、第一章の分析からみえてくる「国のかたち」・「地域のすがた」を整理した。『第一節鎌倉幕府の西国認識』（初出川岡勉・古賀信幸編『日本中世の西国社会①西国の権力と戦乱』二〇一〇年）では、鎌倉幕府が西国社会とどう向き合い、また西国社会が鎌倉幕府をどのように受容したのかを取り上げた。

西国社会における九州および畿内近国の個性を考察した。鎌倉幕府が成立してその支配体制を確立していくなかで王朝権力は本来の体質である畿内近国政権として自己保存をはかる。その結果、鎌倉幕府と王朝権力がそれぞれに自らを中心とする同心円構造の地域認識が並立していくと論じた。

「第二節鎌倉時代後期の公武交渉」（初出『敦賀論叢』一九八六年）では、王朝権力から関東申次を介して鎌倉幕府に向けて発給された訴訟処理に関する文書を素材とし

て、鎌倉時代の国家像をめぐる議論を前提に、西国東国の地域区分にかかる王朝権力と鎌倉幕府の権限分割の様相を取り上げた。

公武協調路線破綻の原因を鎌倉幕府創設以来の原則を逸脱し、西国に私的權益を拡大したところに求めた。しかし、鎌倉幕府が滅んだからといって東国の自立性が消滅したわけではない。鎌倉幕府滅亡によって清算されたのは、東国西国の二元性ではなく、西国支配における東西両権力の併存という二元性であると論じた。

「第三節六波羅探題の領分」（新稿）では、第一章第一節と第二章第二節の趣旨をうけて六波羅探題の歴史的評価を試みた。六波羅使節の地域・事案・人員構成などから六波羅探題の「西国成敗」の構造について考察し、「西国成敗」が王朝国家の畿内近国的性格に大きく規定される構造を有していたことを論じた。

「第三章南北朝内乱と使節遵行」では、鎌倉幕府滅亡後の建武政権と室町幕府のもとで、「国のかたち」・「地域のすがた」がどのように変容をとげていくか、さらには内乱という環境の中で使節遵行そのものの目的ないし意義にどのような変位が生じてきたのか確認した。

「第一節建武政権期の使節遵行」（初出「敦賀論叢」二十一号二〇〇六年）では、使節遵行による紛争処理・解決のシステムが建武政権の成立を経てどのような影響を受けて変容していくのかということを取り上げた。建武政権期の使節遵行の様相が、鎌倉期の制度から抜け出せていない部分と建武政権期の中央集権的な構成を構築しつつある部分とが地域的な差が有りながら混交していることを論じた。

「第二節室町幕府・南朝と使節遵行」（新稿）では、室町幕府の課題解決への嘗みのなかで使節遵行というシステムがどのように機能したのかを明示した。

南北朝内乱という時代環境のなかで、室町幕府や南朝と征西將軍府等の使節による論所の打渡が実効性を持ち得たのかどうか疑わしい点を述べた。南朝・北朝と旗色は異なるても訴訟当事者たちが競っていたのは本領や獲得所領の実効支配であり、内乱という時代状況と使節遵行を個別事例から論じた。

「第三節中世武家権力の地域的構成」（新稿）では、鎌倉幕府の草創を契機に国のかたちに決定的な意味を持つことになる地域区分の様相についてまとめた。第一章から第三章までのまとめである部分だ。東国・畿内・九州という地

域区分に基づく国家公権の構成が中世社会に継承されたと論じた。

「第四章使節遵行と地域社会」では、使節遵行という國家的公権力の裁定を前提とする紛争解決を地域社会がどのように受け止めて対応したのかを考察した。

「第一節使節遵行の現場」（初出『敦賀論叢』七号一九九二年）では、当事者主義の原則に基づき進行する使節遵行手続きの具体的なすがたを描いた。

前章までの使節遵行の構造的側面と違い、遵行システムの運用・効果という機能的側面を検討した。在地社会が使節入部を拒否した事例の指摘や莊園領主が利権を失わないために、当該地域を現実に実効支配している勢力と妥協を余儀なくされた事例を指摘した。

「第二節使節遵行と地域社会Ⅰ若狭の場合」（初出『敦賀論叢』五号一九九〇年）では、若狭国の使節遵行の実態を論じた。

まず、若狭国土着の武士たちが鎌倉幕府地頭御家人制の枠組みの中で冷遇され、加えて莊園領主支配も厳しいままにうけるという二重苦の境遇に置かれたことを述べた。

次に京都の後背地に位置する若狭国の地理的条件を述べ

た上で、中央の権力状況を直接反映して若狭国 の政治情勢が変動した点を指摘した。

そして若狭国守護が事実上京都守護でもあることを述べた上で使節遵行のあり方にも若狭国の地理的・政治的条件が反映したと考えられると言論じた。

「第三節使節遵行と地域社会Ⅱ備後・安芸の場合」（初出『年報中世史研究』一九九〇年）では、備後国・安芸国の使節遵行の実態を論じた。

備後國は守護支配の進展を推定し、六波羅奉行人使節の西限と位置付けた。一方、安芸国は守護関与が乏しく、遵行使節となる御家人が鎌倉時代では在京人であり、室町時代では室町幕府奉公衆という展開を遂げた点を指摘した。瀬戸内沿岸の隣接する国同士でしながら鎌倉時代には対照的な様相を示した両国を検討した。

「終章使節遵行論の意義」（新稿）は、本書の総括である。繰り返し使節遵行の「現場」という表現を使用した点を述べた。使節遵行は武力による判決の強制執行だけではなく、遵行使節が訴人と論人の仲介となつて両者の合意形成を図る場である一面を論じた。

## 本書の成果

以上のように、既に発表された論考と新稿と織り交ぜた本書の研究成果をまとめていく。

数多くの本書の研究成果の中でも最も代表的なものは、使節遵行の現場における実態の解明であろう。使節遵行の事例を鎌倉時代から南北朝・室町時代初めに至るまで東国・畿内・九州と網羅的に収集し、表としてデータ化を行つた点も同様である。これは今後の研究に繋がるのではないだろうか。

六波羅探題が畿内近国を直接支配下においていた結果、機能D（悪党人召進などの軍事・検察的機能）が畿内近国に偏つて検出されると述べると共にその畿内近国の範囲（摂津・播磨・丹波・山城・和泉・河内）を導いた点も大きな成果と言える。

また鎮西探題については、既に亀田氏の指摘通りこれまで九州守護と対立的に捉えてきた鎮西探題研究を批判した。そして鎮西探題と九州各守護との裁判管轄設定は相互の役割分担を明確化して各領分に機能を集中的に發揮する環境をつくる目的のもと行われたのではないかと論じた点も評価できる。

六波羅探題の「西国成敗」の構造について六波羅使節の地域・事案・人員構成から考察し、「西国成敗」が王朝国家の畿内近国的性格に大きく規定されること論じた。その上で畿内近国は莊園本所からの要請を受けて莊園本所勢力の権益保障に従事した点も重要な成果である。

鎌倉時代から室町時代に至る各機関（六波羅探題・鎮西探題・鎌倉府・九州探題）の管轄地域や地域区分を各令制国の個別事例を丹念に検討して領域に對して管轄地域の確定を行つたこと点は学問分野において大いなる貢献である。

以下改めて、亀田氏や西川氏同様に評者も使節遵行の個別事例を網羅的に収集し、各時代・各地域別に表を作成・整理して「使節遵行の現場」を考察した点が重要な成果だと評価する。

そして前に触れたように地域区分・領域区分の確定も同様である。これは網羅的に使節遵行の個別事例を収集し検討した作業に裏打ちされている。また、在地社会が使節の入部を受け入れなかつた事例の指摘は興味深い。重ねて、「悪党」と呼ばれた人々や「悪党」に同心したと莊園領主から糾弾された百姓等が地域秩序の主体になりつつあると

論じた点も同様である。

### 本書の課題

成果に続いて課題を述べていく。「国のかたち」という表現を使用しているにも関わらず「国家」というものが見えてこなかつた。時代毎の「国家」を多少なりとも示すべきである。

第一作発表論文（本書第一章第一節）から本書の刊行まで三十年ほどと期間が開いたため、その間の研究史の動きを考えると厳しい部分があり、「守護領国制論」「国人領主制論」「幕府守護体制論」など中世史研究全体も変動した点を考慮しても「国家像」を示すべきだ。

加えて既に龜田氏の指摘通り、古澤直人氏について触るべきではないだろうか。特に古澤氏の『鎌倉幕府と中世国家』（校倉書房、一九九一年）に関して向き合うべきだ。これでは「あとがき」部分で言及されているように「国家論から逃げた」と批判されて当然である。

次に「地域のすがた」について述べていく。本書では地域社会のネットワークについて、陸上交通体系だけではなく海上ネットワークも含めて検討すべきと著者は述べてい

るが、既に西川氏は「使節遵行から地域のすがたの具体像を抽出するのは困難なのは」と指摘している。この指摘も当然である。

評者は「地域」の範囲は令制国・郡・山間部・平野部・島嶼部・河川流域・海上海域等々、様々な想定が出来ると考えている。だからこそ、「地域のすがた」の「地域」の部分を事細かに示さなければ「地域のすがた」の具体像の抽出は困難を極めるのではないかと感じた。

本書の六波羅探題管轄地域についての成果は既に述べた通りである。ただ、「在地社会」という事を考えた時、直前で触れたように著者の考える「地域」をより一層示すべきではないだろうか。

先に述べたように本書では「現場」という表現を多用した。その「現場」から考察した成果は評価出来る。しかし一方で、肝心な「国のかたち」や「地域のすがた」はぼやけてしまつた部分がある。これは「現場」に焦点を当てた副作用だと感じた。

「国のかたち」・「地域のすがた」の次は「現場」である。著者は使節遵行を当事者主義の紛争解決方法に含めていいる。根拠は何か、少なくとも評者は読み取れなかつた。使

節遵行の現場には使節という公権力が関わっていることは明らかだ。単使であろうと両使であろうと守護であろうと公権力が介入している以上は職権主義的側面も考える必要があるのではないだろうか。

他にも平時と内乱期（戦時）を同一直線上で論じて良いものか疑問に感じた。南北朝時代が内乱期（戦時）であることは言うまでもない。鎌倉時代・室町時代共に内乱の事例が複数存在し、平時と戦時が混じつており完全な平時ではないにせよ、使節という公権力が介入する以上は挙げた具体事例の時代と世間の様相を述べて考察するべきではないだろうか。

南朝や征西将軍府の使節遵行については鎌倉幕府や室町幕府と比較して史料の残存性から解説されている事柄がない。しかし、やはり南朝・征西将軍府の使節遵行を考える際は室町幕府との勢力差を考慮しなければならないのではないか。この点は評者が本書を参考に研究を行う。

## むすびに

評者が研究会の例会・部会・大会に参加した際に「京都の範囲をどう想定しているか」や「洛中の範囲はどこから

どこまでか」ということを耳にする。地域範囲・管轄地域の確定は困難を極める。

本書の六波羅探題管轄地域の確定は大変大きな成果である。また他に挙げた成果からも、本書は使節遵行論研究の代表的位置付けとなる。本書を参考にする研究者は、引用する箇所や引用する事例だけに集中せず、著者の核となる部分まで理解に努めることを勧める。

以上、前に触れた三者の新刊紹介と書評には遠く及ばないものとなつた。ひとえに評者の力不足である。最後に改めて、本書は外岡氏の研究成果として今後も高く評価されるものだ。この分野での外岡氏の続作に期待したい。